

第 5 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年 5 月 1 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 正庁議場

3. 議案

(1) 議案第 1 4 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 1 5 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 1 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(4) 議案第 1 7 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 3番	小林	富男
1 4番	近内	繁治	1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三
1 7番	矢内	壮幸	1 8番	齋藤	英幸			

欠席委員 なし

事務局	事務局長	佐藤	康博
	庶務係長	三瓶	桂治

- ・議 長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より第5回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、5番緑川一男委員 6番仲田昌勝委員を指名いたします。

- ・事務局長 議事に入ります前に議案書の差替えをお願いいたします。お手元に差替えた分の資料がございますので差替え願います。なお、こちらについては当初3名で申請いただいておりますが、県中農林事務所との協議の中で今回の申請であれば2名で申請することになるとのことで、申請者に申請書の訂正の上別紙資料のとおり提出いただき、議案書も差替えとなりますのでよろしく願います。
-

(1) 議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは議事に入ります。
議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局長の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)
只今説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告します。

- ・議 長 それでは審議に入る前に議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意思決定の件について1番角田委員は当事者ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(角田委員退席)

- ・議 長 それでは、農地法第3条第1項1番を調査されました小林富男委員に報告を求めます。

- ・小林富男委員 農地法第3条1項1番の譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告をいたします。

5月15日午前10時より、譲受人の〇〇〇〇と私の2人で現場を確認しました。

場所は県道11号線を石川から白河方面に向かい〇〇〇〇〇〇〇〇のT字路交差点を左折し300mほど行った右側の、地番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外1km圏内の44筆の農地で田18,975㎡、畑28,051.86㎡、合計47,026.86㎡の農地です。

申請理由は、長年譲受人の〇〇〇〇が耕作していましたが、譲渡人の〇〇〇〇が高齢の為、息子さんである〇〇〇〇に所有権を移転して、今後も耕作していくとのこと。親子での所有権移転ですので特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第14号 農地法第3条第1項番号1については承認するものと決定いたします。角田委員の入室を認めます。

(2) 議案第15号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 次に、議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条1項番号1についてですが事業計画者は倉庫建築を目的とし今回の申請に至っております。なお申請地は第2種農地です。

・議 長 審議に入る前に議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について、4番金沢委員は申請者の代理人ですので、

農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(金沢委員退室)

それでは農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した角田義光委員に報告を求めます。

- ・角田義光委員 農地法第4条第1項1番の件を調査した結果を報告いたします。

調査日は5月15日午前9時45分より事務局の佐藤局長、三瓶係長、代理人の金沢さん、最適化推進委員の小林富男さんと私の5人で現地を確認しました。

申請地は県道11号線を石川から白河方面に向かい〇〇〇〇〇〇〇〇のT字路交差点を左折し200mほど行った右側の、地番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑で1,096㎡です。

転用目的と選定理由は、申請者は現在中古販売業を営んでおりますが、商品保管の為に倉庫が必要となり、倉庫を建設するにあたり自己保有地の中では、道路に面しており利便性が高い土地は申請地以外になく、農用地ではありますが止むを得ず選定、今回の申請になりました。

転用目的の概要は、倉庫335.34㎡、駐車スペース45㎡、通路・回転場715.66㎡です。申請地の隣接状況は、東側は自己保有の土地で南側西側は畑があり北側は道路に面していますが、建築予定の建物は平屋建てであり周辺農地に支障はないと思われれます。取水はなく、排水は雨水のみで一部は地下浸透、一部は敷地の雨水勾配を北側にとり既存の側溝に流します。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 それでは異議のないものと認め、議案第15号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。金沢委員の入室を認めます。
-

(3) 議案第16号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議長 次に、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
農地法第5条1項番号1についてですが事業計画者は住宅・物置の建築及び駐車場の確保を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は都市計画区域の用途区域内にあり第1種住居地域に該当することから第3種農地です。
- ・ 議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した金沢和則委員に報告を求めます。
- ・ 金沢和則委員 それでは農地法5条許可申請に対する現地調査の報告をいたします。
調査日が5月15日午前9時より、農業委員は私と遠藤武重さん、推進委員の小池力さん、事務局から佐藤事務局長と三瓶係長、譲受人の〇〇〇〇と奥さん、同じく譲受人の〇〇〇〇の奥さんの〇〇〇〇が立ち会いました。なお、譲渡人は譲受人に委任しています。〇〇〇〇〇〇〇〇外4筆の土地で、畑632.29㎡です。
現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から南へ国道118号線から県道14号線を1.2kmほど進み、〇〇〇〇〇〇〇〇のT字路交差点から25m南に行って右折をして南に進み、町道を50mほど行ったところの南側にあります。場所は申請人の〇〇〇〇の住宅に隣接しています。
今回、〇〇〇〇の娘婿である〇〇〇〇夫婦が現在すぐ近くのアパートを借りているのですが、同居するために住宅を建築するもので、当該地域は第1種住居地域(用途区域内)で第3種農地に該当し、転用することに支障はありません。また、周囲には現在耕作している農地はなく、問題が生じるおそれはありません。また、住宅建築に対し接道についても支障ありません。
以上、調査の結果、当案件について問題はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- ・ 議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議ないものと認め、議案第16号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第17号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件

- ・議長 次に、議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議長 只今説明のあった農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 それでは異議のないものと認め、議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件について承認するものと決定いたします。
以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時6分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とするため署名する。

令和元年5月17日

石川町農業委員会

議事録署名人 5番 _____

6番 _____